

計 画 書

国分都市計画及び隼人都市計画 国分隼人公共下水道「2.排水区域」「3.下水管渠（分流式）」中の中央污水幹線を次のように変更し、同公共下水道「3.下水管渠（分流式）」中の左岸污水幹線、右岸污水幹線、左岸 1～13 号污水幹線、右岸 1～7 号污水幹線を廃止する。

加えて、「4.その他の施設」中の国分第 2 中継ポンプ場、隼人第 2 中継ポンプ場、隼人第 3 中継ポンプ場を廃止し、雨水施設として日当山調整池、東郷排水機場、姫城 2 号排水機場、松永排水機場、松永調整池、見次雨水ポンプ場、運動公園調整池を追加する。

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面積 約 1,556 ha

3. 下水管渠（分流式）

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
中 央 汚 水 幹 線	霧島市国分広瀬 字山口前	霧島市国分広瀬 三丁目	

「幹線管渠の位置及び区域は計画図表示のとおり」

4. その他の施設

名 称	位 置	敷地面積	備 考
日当山調整池	霧島市隼人町東郷 字川原石	約 1,450m ²	
東郷排水機場	霧島市隼人町東郷 字松元	約 230m ²	
姫城2号排水機場	霧島市隼人町内 字湯ノ元	約 620m ²	
松永排水機場	霧島市隼人町松永一丁目	約 1,470m ²	
松永調整池			
見次雨水ポンプ場	霧島市隼人町見次 字須ノ木	約 20m ²	
運動公園調整池	霧島市国分中央一丁目	約 2,120m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

国分隼人公共下水道については、市街地の快適な生活環境の整備と公共用水域の水質保全を図るため、平成元年 6 月に都市計画決定し、整備を進めているところである。

平成元年の事業着手から 30 年以上が経過したものの、下水道整備においては多額の費用を要し、限られた予算の中では整備が進まず、未だに下水道整備率は 5 割を下回っている。また、今後、さらに人口減少が進んだ場合、使用料収入にも影響する。

現在の都市計画決定区域全域に対して下水道を整備するためには、さらに相当な期間を要することから、事業の継続に向けより効率的に整備を進めるため、今回、下水道計画区域の見直しを行った。

なお、「国分都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、「国分隼人公共下水道事業により処理区域の拡大を進め、公共用水域の水質保全及び雨水排水対策を行い、生活環境の整備を図る」としており、また「隼人都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、「処理区域の拡大を進め、生活環境の整備、公共用水域の水質保全及び雨水排水対策を講じ、魅力ある都市環境の創造を図る」としている。

今回、早期概成という観点から、合併浄化槽の整備が進んでいる地区は、下水道整備の必要性が少なくなっているため、下水道計画区域の対象外とした。一方、民間事業者により一部整備が実施されており、人口の増加が見込まれる地域は下水道計画区域に追加する。

また、現計画では、流入区域 20ha 以上の管渠を都市計画決定の対象施設としているが、都市計画運用指針に基づき、流入区域 1,000ha 以上を都市計画決定対象とし、今回、1,000ha 未満の管渠を都市計画決定から廃止する。

加えて、霧島市では、国分・隼人地区を中心とした浸水常襲地帯に対して、湛水防除事業などにより排水機場の整備や水戸川の改修を実施してきた。しかし、未だ浸水被害は解消されておらず、今後の整備をどのように行っていくか、課題となっていた。

このような背景を踏まえ、霧島市では平成 30 年度に当面・中期・長期にわたる下水道による浸水対策を実施すべき区域、目標とする整備水準、及び施設整備の方針等の基本的な事項となる「霧島市雨水管理総合計画」を策定したところである。

本計画では策定された「霧島市雨水管理総合計画」に基づき、対策施設（排水機場及び調整池）の位置付けを行うものである。

変更対照表

「2. 排水区域」

区分	名称	面積	備考
前	国分隼人公共下水道	約 1,713ha	うち処理区域 国分市 約 985ha 隼人町 約 728ha 分流式
後	国分隼人公共下水道	約 1,556ha	分流式 汚水 約 1,382ha 雨水 約 438ha (うち、汚水との重複区域 約 263ha)

「3. 下水管渠（分流式）」

区分	名称	位置		区域		備考
		起 点	終 点	管径又は幅員	延長	
前	中央汚水幹線	霧島市大字国分 広瀬字山口前	霧島市大字隼人町 住吉字小村境	1.35m～0.90m	約 2,080m	国分市 1,710m 隼人町 370m
後	中央汚水幹線	霧島市国分 広瀬字山口前	霧島市国分 広瀬三丁目	1.35m	約 690m	
前	左岸汚水幹線	霧島市大字国分 広瀬字宮前	霧島市大字国分 松木字西越倉	1.00m～0.40m	約 3,090m	
後	左岸汚水幹線	—	—	—	—	廃止

前	右岸汚水幹線	霧島市大字隼人町 住吉字小村境	霧島市大字隼人町 東郷字溝尻	1.20m~0.20m	約 7,550m	
後	右岸汚水幹線	—	—	—	—	廃止
前	左岸 1号汚水幹線	霧島市大字隼人町 住吉字小村境	霧島市大字隼人町 住吉字大野原	0.30m	約 820m	
後	左岸 1号汚水幹線	—	—	—	—	廃止
前	左岸 2号汚水幹線	霧島市大字国分 広瀬字西山之下	霧島市国分 広瀬一丁目	0.30m	約 680m	
後	左岸 2号汚水幹線	—	—	—	—	廃止
前	左岸 3号汚水幹線	霧島市国分 広瀬二丁目	霧島市国分 広瀬二丁目	0.25m	約 280m	
後	左岸 3号汚水幹線	—	—	—	—	廃止
前	左岸 4号汚水幹線	霧島市大字国分 松木字西越倉	霧島市国分 中央四丁目	0.70m~0.30m	約 2,280m	
後	左岸 4号汚水幹線	—	—	—	—	廃止
前	左岸 5号汚水幹線	霧島市国分 中央五丁目	霧島市国分 中央一丁目	0.40m~0.25m	約 740m	
後	左岸 5号汚水幹線	—	—	—	—	廃止
前	左岸 6号汚水幹線	霧島市大字国分 松木字松原	霧島市国分 松木町	0.30m~0.25m	約 800m	
後	左岸 6号汚水幹線	—	—	—	—	廃止
前	左岸 7号汚水幹線	霧島市国分 福島二丁目	霧島市大字国分 下井字銅田	0.35m~0.20m	約 1,930m	
後	左岸 7号汚水幹線	—	—	—	—	廃止
前	左岸 8号汚水幹線	霧島市国分 福島一丁目	霧島市大字隼人町 松永字三部丸	0.80m~0.25m	約 6,520m	国分市 4,270m 隼人町 2,250m
後	左岸 8号汚水幹線	—	—	—	—	廃止

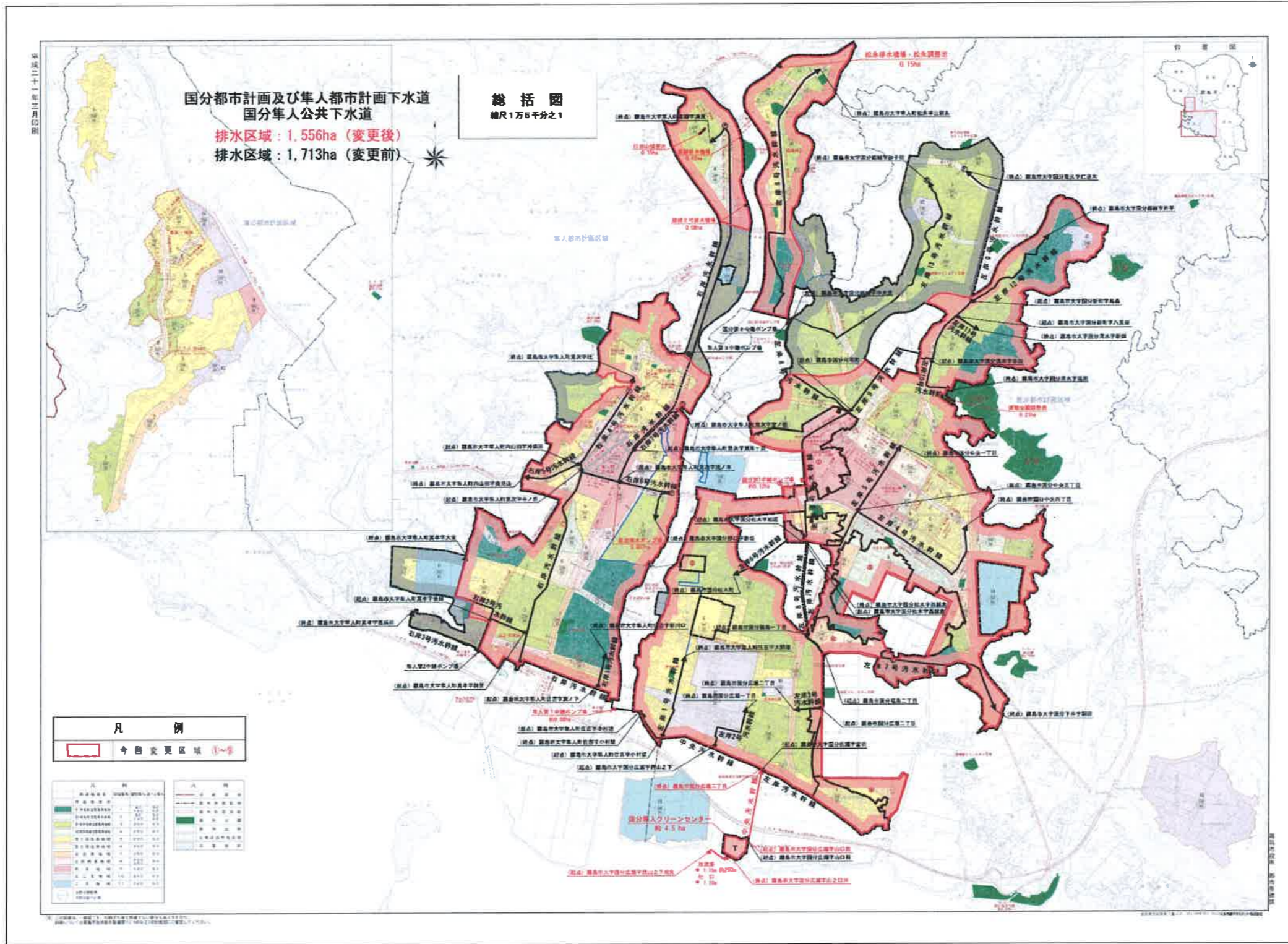
前	左岸 9 号汚水幹線	霧島市国分 向花町	霧島市大字国分 重久字仁連木	0.70m~0.15m	約 3,280m	
後	左岸 9 号汚水幹線	—	—	—	—	廃止
前	左岸 10 号汚水幹線	霧島市大字国分 清水字寺田	霧島市大字国分 清水字堤田	0.30m~0.20m	約 510m	
後	左岸 10 号汚水幹線	—	—	—	—	廃止
前	左岸 11 号汚水幹線	霧島市大字国分 新町字八反田	霧島市大字国分 清水字新田	0.20m	約 240m	
後	左岸 11 号汚水幹線	—	—	—	—	廃止
前	左岸 12 号汚水幹線	霧島市大字国分 新町字島森	霧島市大字国分 郡田字片平	0.40m~0.25m	約 1,080m	
後	左岸 12 号汚水幹線	—	—	—	—	廃止
前	左岸 13 号汚水幹線	霧島市大字国分 姫城字中水流	霧島市大字国分 姫城字砂子田	0.50m~0.15m	約 2,510m	
後	左岸 13 号汚水幹線	—	—	—	—	廃止
前	右岸 1 号汚水幹線	霧島市大字隼人町 住吉字東ノ下	霧島市大字隼人町 住吉字新川口	0.25m	約 320m	
後	右岸 1 号汚水幹線	—	—	—	—	廃止
前	右岸 2 号汚水幹線	霧島市大字隼人町 真孝字御里	霧島市大字隼人町 真孝字大宝	0.50m~0.25m	約 1,250m	
後	右岸 2 号汚水幹線	—	—	—	—	廃止
前	右岸 3 号汚水幹線	霧島市大字隼人町 真孝字後田	霧島市大字隼人町 真孝字西浜田	0.40m~0.25m	約 1,120m	
後	右岸 3 号汚水幹線	—	—	—	—	廃止
前	右岸 4 号汚水幹線	霧島市大字隼人町 見次字寺ノ前	霧島市大字隼人町 見次字辻	0.45m~0.15m	約 1,030m	
後	右岸 4 号汚水幹線	—	—	—	—	廃止

前	右岸 5 号 汚水 幹線	霧島市大字隼人町 内山田字神楽田	霧島市大字隼人町 内山田字鹿尻山	0.25m	約 570m	
後	右岸 5 号 汚水 幹線	—	—	—	—	廃止
前	右岸 6 号 汚水 幹線	霧島市大字隼人町 見次字須ノ木	霧島市大字国分 野口字新畑	0.40m~0.20m	約 910m	
後	右岸 6 号 汚水 幹線	—	—	—	—	廃止
前	右岸 7 号 汚水 幹線	霧島市大字隼人町 見次字東雨ヶ迫	霧島市大字隼人町 見次字堂ノ前	0.15m	約 650m	
後	右岸 7 号 汚水 幹線	—	—	—	—	廃止

「4. その他の施設」

区 分	名 称	位 置	敷地面積	備 考
前	国分第 2 中継ポンプ場	霧島市大字国分姫城 字中水流	約 900m ²	
後	国分第 2 中継ポンプ場	—	—	廃止
前	隼人第 2 中継ポンプ場	霧島市大字隼人町真孝 字新前田	約 360m ²	
後	隼人第 2 中継ポンプ場	—	—	廃止
前	隼人第 3 中継ポンプ場	霧島市大字隼人町内 字岩下	約 410m ²	
後	隼人第 3 中継ポンプ場	—	—	廃止
前	—	—	—	
後	日当山調整池	霧島市隼人町東郷 字川原石	約 1,450m ²	
後	東郷排水機場	霧島市隼人町東郷 字松元	約 230m ²	
後	姫城 2 号排水機場	霧島市隼人町内 字湯ノ元	約 620m ²	
後	松永排水機場	霧島市隼人町松永一丁目	約 1,470m ²	
後	松永調整池			
後	見次雨水ポンプ場	霧島市隼人町見次 字須ノ木	約 20m ²	
後	運動公園調整池	霧島市国分中央一丁目	約 2,120m ²	

都市計画総括図（霧島市）



凡 例

	今回変更区域
--	--------

凡 例	説 明
	緑地
	公園
	水域
	施設
	排水区域
	幹線
	排水
	施設
	施設
	排水場

凡 例

	行政区境界
	排水区域界
	幹線
	排水
	施設
	施設
	排水場

国分都市計画及び隼人都市計画下水道 国分隼人公下水			
縮尺	S=1/15,000	図面番号	1
作成年月	令和2年度		
鹿児島県 霧島市			

